

憲法記念日には、日本国憲法を全文読んでみよう

—私のゴールデンウィーク—

開倫塾

塾長 林 明夫

1. おはようございます。開倫塾塾長の林明夫です。今朝も「開倫塾の時間」をお聴きいただき、ありがとうございます。
2. 今日5月5日はこどもの日ですが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。私は、今年のゴールデンウィークはけっこう忙しかったです。29日の日曜日には、東京の紀尾井町というところにある城西国際大学では創立20周年を迎えたのを記念し、世界学長会議を開催しました。普段お世話になっている先生から招待状をいただきましたので、私もその会議に参加させていただきました。
3. 城西国際大学は、世界中に80校の姉妹大学、提携大学をもっています。その中からこの会議に14名の学長先生がおみえになり、世界の大学教育や大学の国際化についてのお話を伺うことができました。そのお話を聞いて、日本の大学もこれからは国内だけではなく、世界中にネットワークを広げていかなければならないと思いました。城西国際大学は、提携している80校の大学に留学生を送り込んだり、そこから留学生を招いたり、先生方を交換したりということを盛んに行っているそうです。それを踏まえて、グローバルな人材を育成するにはどのようにしたらよいかというテーマでずっとお話があり、とても勉強になりました。
4. 翌日の4月30日には、佐野市の田沼アリーナと運動公園をお借りして、私が会長を務めております開倫ユネスコ協会主催の「第13回開倫杯ドッジボール大会」を開催しました。今回は、71チームもの参加がありました。昨年度の大会には3.11大震災の影響で50チームの参加しかなかったのですが、今年は大震災を乗り越えようということで福島県からの参加もありました。また、中学生のチームの参加もあり、全部で71チームでの大規模なドッジボール大会となりました。そして、全員の皆さんが非常に活発にドッジボールをして下さいました。
5. 開倫ユネスコ協会の名誉会長は、衆議院議員の茂木敏充先生です。名誉会長の茂木先生からは「ドッジとは、よけるということだ。すばしこくよけて、頑張ってよいプレーをして下さい。」というお話をいただきました。皆さんも御存知だと思いますが、ドッジボールは力の強い人も活躍しますが、逃げ方の上手い人も大活躍します。そのため、非常に手軽なスポーツとして、小学生を中心に非常に盛んです。
6. また、参議院議員の上野通子先生も来て下さり、「おいしいいちごを食べて帰って下さいね。」と暖かいお言葉をいただきました。

7. ゴールデンウィークには東京からもお客様がおみえになりましたので、足利市を御案内しました。街の中の織姫山の中腹に織姫神社があります。綺麗な赤い色をしたとても美しい神社で、織姫様を奉っています。皆さんでそこにあるおそば屋さんでおそばを食べてから、足利学校や鑿阿寺(ばんなじ)、ココファームワイナリーに行って1日を過ごしました。この日もまた素晴らしい1日でした。
8. 5月2日の午後には、私が客員教授を仰せつかっている宇都宮大学大学院の工学研究科で経営工学序論という90分の授業を2コマいたしました。60名以上の大学院の学生さんが一所懸命に勉強して下さいました。このように、私にとってとても充実したゴールデンウィークを過ごしています。
9. ところで、5月3日は憲法記念日ですので、今日は、残りの時間で日本国憲法の勉強の仕方について少しお話をさせていただきます。憲法の条文は普段はあまりお読みにならない方が多いと思います。日本国憲法は制定後60年も経っている素晴らしい憲法で、日本の国の在り方、国の統合の基本が書いてあります。ですから、せめて5月3日の憲法記念日には少しでもよいですから日本国憲法を読んでいただきたいと思います。そして、日本の国はどのような考え方に基づいて成り立っているのか、国民の権利はどのように定められているのか、平和についてはどのようなことが書かれてあるのかについてよく確かめ、国の在り方や基本的人権の在り方、平和の在り方などを考えていただければと思います。
10. 第1条は有名な条文なので皆さんも御存知だと思います。「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」とあります。天皇陛下の立場が随分はっきりと書かれています。天皇陛下は日本国の象徴、日本国民統合の象徴である。ただ、国の在り方を決める主権があるのは日本国民だということを、この条文では言っています。つまり、日本国の主権者は日本国民だ。天皇陛下は日本国の象徴で、日本国民統合の象徴だと書いてあるのが第1条です。第1条を深く読むと、そのようなことが一番大事だと書いてあることがわかります。
11. また、第9条は、とても問題になっている条文で、戦争放棄について書かれています。まず、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」とあり、日本国民の立場としては、正義と秩序を基調とする国際平和を切実に追い求める・希求するとしています。続けて、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」として、戦争はしませんよと戦争放棄を謳(うた)っています。さらに、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」としています。ただ、自衛隊がどうなるのかということについて、憲法制定後しばらく議論がありました。この憲法は自衛権を否定したものではなく、自衛権を保障するために自衛隊がある。つまり、日本国憲法は国際法上どの国にも認められている自衛権まで放棄したのではない、自衛権を保障するために自衛隊があるのだから、憲法第9条と自衛隊は矛盾しないといわれています。
12. 更に読みすすめると、第3章には、国民の権利及び義務がかなり詳細に書いてあります。ですから、これからでも遅くありませんので、5月3日の憲法記念日をよい機会にして、憲法の条文をじっくりと読んでいただき、国の在り方、平和、基本的人権などについての知識を得て、自分なりに使いこなしていただければありがたいと思います。